

令和3年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R4.1.21	R4.3.22	令和〇年〇月〇日付 3〇〇〇第〇号 令和3年度新型コロナ対策等都政重要テーマの啓発に係る新聞広告委託 実施原議 外4件	33	1					1	1	1	1						個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条2号】 支払先事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、契約先事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条3号】 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条4号】 今後の当該契約の予定価格を類推され、競争性の確保が困難となることは、今後の契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条6号】	生活文化局広報広聴部広報課
2	R4.1.21	R4.3.22	令和〇年〇月〇日付 3〇〇〇第〇号 指名競争入札による契約について（令和3年度新型コロナ対策等都政重要テーマの啓発に係る新聞広告委託）外5件	17	1														生活文化局広報広聴部広報課	
3	R4.1.25	R4.3.25	令和3年度の都政モニターについて、 ①〇〇〇株式会社との契約についてわかる一切の文書 ②〇〇〇株式会社との全てのやりとりがわかる一切の文書（電子メールも含む） ③「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催について」の回答結果が全てわかる一切の文書。結果を公開する前の、除外されたコメントも含む。	187	1					1	1	1	1						個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利害を害するおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条2号】 事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条3号】 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条4号】 公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 都政モニターが記載する自由意見は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ、東京都に対する率直な意見を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条6号】	生活文化局広報広聴部都民の声課

令和3年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
4	R4. 1.25	R4. 3.25	令和3年度第3回インターネット都政モニターアンケート東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催について 1、モニターアンケートを作成する前に用いた元データなどの一切の文書や図面や電磁的記録 2、モニターアンケートを結果を都のHPで公開されるまでのすべての検討プロセスや意思決定のプロセスに関する一切の文書や図面や電磁的記録	81		1										1			公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】	生活文化局広報広聴部都民の声課
5	R4. 3.25	R4. 3.30	情報公開の開示欄に都庁に来て担当が情報公開課の〇〇なる女が出た。下の名前をたずねたら、「答える必要はない」と言って答えなかった。下の名前答えて支障がある事を定めた文書。					1										実施機関では請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。	生活文化局広報広聴部情報公開課	
6	R4. 3.25	R4. 3.30	①【座席表】広報広聴部 広報課・情報公開課（令和3年10月1日時点） ②令和3年度事務分担表（情報公開課情報公開担当） ③情報公開課 個人情報担当／特定個人情報担当 事務分掌表 令和3年4月1日現在	6		3					1				1			・①のうち、公表していない電話番号及び内線番号：不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 ・①②③のうち、非常勤職員等の公表されていない職員の氏名：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 【東京都情報公開条例第7条第2号】	生活文化局広報広聴部情報公開課	
7	R4. 3.9	R4. 3.31	中野区哲学堂公園について調査すべく01-12-1訪問しました。しかし貴課から受けた扱いは公開回示とは程遠く、公園課から受けた扱いは開示請求者に対し不遜極まるもので甚だ遺憾に感じております。これが公開条例第一条にうたいあげた趣旨と大分異なるものと存じます。この法律の存在などが御存知無き事を憂い、教育不足を感じましたので教育実績があるのか又は定期的に行われているものか、方法について回示方お願い申し上げます。															東京都情報公開条例第6条第1項は、公文書の開示の請求方法を定め、開示請求は同項各号に定める事項を明らかにして行わなければならぬとし、同項第2号で「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載について定めている。本件開示請求においては、請求内容特定のために、補正書の提出依頼を行ったが、開示請求者から補正書の提出がなく、請求内容の趣旨を把握することが出来なかつたため、同号の「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり、開示請求に係る公文書を特定することができないと認められたことから、開示請求を却下するものである。	生活文化局広報広聴部情報公開課	

令和3年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R4. 1.18	R4. 3. 14	荏原教会（〇〇〇〇）薬王寺（〇〇〇〇）が都府に提出した全ての資料	153		1				1	1	1							個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。 【東京都情報公開条例第7条2号】 宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条3号】 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条4号】	生活文化局都 民生活部管理 法人課
9	R4. 2.21	R4. 3. 30	宗教法人〇〇規則、宗教法人〇〇規則、宗教法人〇〇規則、宗教法人〇〇規則、宗教法人〇〇規則、宗教法人〇〇規則	38		1				1	1								個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。 【東京都情報公開条例第7条2号】 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条4号】	生活文化局都 民生活部管理 法人課
10	R4. 2.21	R4. 3. 30	宗教法人〇〇、宗教法人〇〇、宗教法人〇〇、宗教法人〇〇、宗教法人〇〇、及び宗教法人〇〇、の役員名簿						1										生活文化局都 民生活部管理 法人課	
11	R4. 1. 5	R4. 3. 1	・令和3年度「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」に係る花壇等管理委託に関する企画提案書（採用計画案） ・令和3年度「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」に係る花壇等管理委託に関する経費内訳書（採用計画案） ・令和3年度「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」に係る花壇等管理委託の掲示額（上限額）の積算資料	CD1枚		1					1		1					他法人の事業運営に関する情報であり、公にすることにより当該法人の事業活動が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条3号】 調達に係る契約目途額及び積算内訳は、厳格管理情報として指定されており、公にすることにより、都の円滑かつ公正な調達実施に重大な支障を生じるおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条6号】	生活文化局文 化振興部文化 事業課	

令和3年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
12	R4. 3. 29	R4. 3. 31	特定非営利活動法人〇〇の定款変更認証申請書類のうち「定款変更認証申請書」及び「定款」	15		1								1				公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため 【東京都情報公開条例第7条4号】	生活文化局都 民生活部管理 法人課